

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める

。

令和7年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水澤 邦紀

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和2年交通局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第15条」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。